

鳥取市の計画

鳥取市では、まちづくりの指針となる「第11次鳥取市総合計画（令和3年度～令和7年度）」のほかにも福祉や都市計画など様々な分野で計画に基づいて施策を推進している。

次ページからの一覧は、それらの計画を所属ごとに分類したものである。

掲載ページ

総務部	362
人権政策局	364
危機管理部	364
企画推進部	364
市民生活部	366
環境局	368
福祉部	368
健康こども部・こども家庭局	370
鳥取市保健所	372
経済観光部	372
農林水産部	374
都市整備部	376
下水道部	380
教育委員会	380
水道局	384
市立病院	384

鳥取市の計画一覧

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
1	総務部	鳥取市人材育成基本方針	H 12～ 終期なし	職員の能力開発を総合的かつ体系的な観点で推進し、組織の活性化を図りながら計画的な人材育成に取り組むための基本方針	職員課
2		鳥取市定員適正化計画	R 4～ R 8	健全な財政基盤を維持しながら効率的・効果的な行政運営を実施するための計画	職員課
3		次世代育成／女性活躍特定事業主行動計画～仕事と子育ていきいきプラン～	R 7～ R 11	事業主が子育て環境づくりの整備等や女性職員の活躍推進、また、全ての職員のワークライフ・バランスを推進するための取り組みを行うための計画	職員課
4		鳥取市公共施設の経営基本方針	H 26～ R 36	新しい公共施設経営（施設の再配置、総量縮減、維持保全等）を推進するため、本市におけるファシリティマネジメントの取り組みの骨子となるもの	資産活用推進課
5		鳥取市公共施設再配置基本計画	H 27～ R 36	「経営基本方針」をふまえ、各施設における公共サービス提供のあり方や今後の施設の方向性等について現時点での市の考え方を示したもの	資産活用推進課
6		鳥取市公共施設等総合管理計画	H 27～ R 46	総務省からの要請に基づき、公共施設及びインフラ（道路・橋りょう・上下水道等）を含めた公共施設等の現状と課題をまとめ、今後のマネジメントの方針を定めたもの	資産活用推進課
7		鳥取市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針	H 29～ 終期なし	公共施設整備に民間のノウハウや資金等を積極的に活用するため、公民連携（PPP）手法導入に向けた基本的な考え方を定めたもの	資産活用推進課
8		鳥取市市政改革プラン（第8次鳥取市行財政改革大綱）	R 7～ R 11	明るい未来のための安定的で持続可能な行財政基盤を確立するための指針	行財政改革課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
地方公務員法	なし	多様化する市民ニーズや様々な行政課題に対応し、的確な行政運営を行っていくため	鳥取市人材育成基本方針見直し検討委員会	鳥取市人材育成基本方針見直し検討委員会設置要綱	なし
なし	なし	効率的に的確な行政運営を行うのに適正な職員数を目指すため	なし	なし	なし
次世代育成支援対策推進法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	なし	法令の定めによる	次世代育成支援及び女性職員活躍・働き方改革推進に関する特定事業主行動計画策定等検討委員会	次世代育成支援及び女性職員活躍・働き方改革推進に関する特定事業主行動計画策定等検討委員会設置要綱	法令の定めによる
なし	公共施設等適正管理推進事業債	国からの通知による策定要請	なし	なし	なし
なし	公共施設等適正管理推進事業債	国からの通知による策定要請	なし	なし	なし
なし	公共施設等適正管理推進事業債	国からの通知による策定要請	ファシリティマネジメント部会	鳥取市市政改革推進本部設置要綱	公共施設等総合管理計画策定指針
なし	なし	国からの通知による技術的な助言	なし	なし	なし
なし	なし	新たな行政課題に的確に対応していくとともに、持続可能な財政基盤の確立を図るため	・鳥取市市政改革推進本部 ・鳥取市市政改革推進市民委員会	・鳥取市市政改革推進本部設置要綱 ・鳥取市市政改革推進市民委員会設置要綱	なし

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
9	人権政策局	鳥取市人権施策基本方針 (第3次改訂)	R6～ 終期なし	鳥取市が取り組むすべての人権 施策についての基本的な考え方 や方向性を示すもの	人権推進課
10		第4次鳥取市男女共同参 画かがやきプラン	R3～ R7	「男女共同参画都市・とっとり」の 実現に向け取り組む目標や施策を 定めた計画	男女共同参 画課
11	危機管理部	鳥取市地域防災計画	R1～ 終期なし	市及び市域の防災関係機関その 他の防災上重要な施設の管理者 の処理すべき事務又は業務の大 綱、防災施設の整備、災害予防、 災害応急対策、災害復旧及び防 災上の措置に係る計画	危機管理課
12		鳥取市国民保護計画	R1～ 終期なし	我が国に対する外部からの武力攻 撃やテロなどが万が一発生した場 合に、本市がどのように行動すべ きであるのかをまとめた計画	危機管理課
13		鳥取市業務継続計画	R3～ 終期なし	災害時に行政自らも被災し、人、物、 情報等利用できる資源に制約があ る状況下において、優先的に実施 すべき業務(非常時優先業務)を 特定するとともに、業務の執行体 制や対応手順、継続に必要な資源 の確保等をあらかじめ定める計画	危機管理課
14	企画推進部	第2期因幡・但馬麒麟の まち連携中枢都市圏ビ ジョン	R5～ R9	鳥取県東部1市4町と兵庫県香美 町、新温泉町の「麒麟のまち圏域」 において、圏域の活性化と持続的 発展を目指し、国の連携中枢都市 圏構想推進要綱に基づく計画	政策企画課
15		鳥取市シティセールス戦 略	R3～ R7	本市が進めるまちづくりの各施 策と連動しながら、魅力的な鳥 取市ブランドのイメージを確立 させるための戦略として策定 し、ブランドスローガン「SQ のあるまち」を設定	政策企画課
16		第11次鳥取市総合計画	R3～ R7	基本構想・基本計画・実施計画 で構成し、行政運営を進める上 で基本となる総合的な計画	政策企画課 地方創生推 進室
17		鳥取市人口ビジョン	H27～ 終期なし	本市の人口の現状を分析し、人 口に関する市民の認識を共有し、 今後目指すべき将来の方向と人 口の将来展望を提示するもの	政策企画課 地方創生推 進室
18		第2期鳥取市創生総合戦 略	R3～ R7	鳥取市人口ビジョンを踏まえ、 今後の地方創生の目標や施策の 基本的方向、具体的な施策をま とめたもの	政策企画課 地方創生推 進室

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例	なし	条例の規定	鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会	鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例	なし
男女共同参画社会基本法	なし	条例の定めによる	鳥取市男女共同参画審議会	鳥取市男女共同参画推進条例	なし
災害対策基本法	なし	法令の定めによる	鳥取市防災会議	鳥取市防災会議条例	なし
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	なし	法令の定めによる	鳥取市国民保護協議会	鳥取市国民保護条例	なし
なし	なし	なし	一	一	なし
連携中枢都市圏構想推進要綱	連携中枢都市圏構想推進のための包括的財政措置	圏域の活性化と持続的発展のため	連携中枢都市圏ビジョン懇談会	連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱	連携中枢都市圏構想推進要綱
なし	なし	鳥取市ブランドの確立を図る	鳥取市シティセールス戦略推進会議	鳥取市シティセールス戦略推進会議設置要綱	なし
鳥取市自治基本条例	なし	条例の定めによる	鳥取市総合企画委員会	鳥取市総合企画委員会条例	なし
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生統括官、内閣府地方創生推進室長通知	なし	国からの通知による努力義務	鳥取市総合企画委員会	鳥取市総合企画委員会条例	なし
まち・ひと・しごと創生法	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）	法令の定めによる努力義務	鳥取市総合企画委員会	鳥取市総合企画委員会	なし

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
19	企画推進部	鳥取市D X推進方針	R 4～ R 7	本市の地域社会と行政の制度や政策、仕組みなどをD Xにより変革するための基本方針を示す	デジタル戦略課
20		新型コロナウイルス感染症からの鳥取市復興・再生プラン	R 3～	コロナからの復興・再生のために重点的に取り組む施策の方向を示す	政策企画課 地方創生推進室
21		鳥取市広報指針	H 30～ R 7	本市の広報活動について基本的な考え方をまとめたもの	秘書課広報室
22		鳥取市文化芸術振興に関する基本方針	H 22～ 終期なし	鳥取市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定める	文化交流課
23		鳥取市国際交流指針	H 28～ R 7	本市の国際化施策を総合的に推進するための基本方針を示す	文化交流課
24		鳥取市多文化共生推進プラン	R 3～ R 7	本市における外国人住民を含むすべての住民が安心・安全に暮らせる多文化共生社会の実現を目指すためのプラン	文化交流課
25		鳥取市デジタル職員育成方針	R 6～ 終期なし	職員のデジタルに関する能力開発を総合的かつ体系的な観点で推進し、組織の活性化を図りながら計画的にデジタル人材の育成に取り組むための方針	デジタル戦略課
26	市民生活部	鳥取市中山間地域対策強化方針	R 3～ R 7	山間集落实態調査の結果等を踏まえ、中山間地域において強化すべき施策を明らかにし推進するもの。	地域振興課
27		鳥取市協働のまちづくり基本方針	H 23～ 終期なし	本市における協働のまちづくりの基本的な考え方をまとめたもの	協働推進課
28		鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画	H 28～ R 7	安全で安心なまちづくりの推進に関する基本方針その他安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項を定めるもの	協働推進課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
なし	なし	鳥取市総合計画に定める施策の一層の充実を図るため	鳥取市デジタル化推進本部鳥取市デジタル化推進委員会	鳥取市デジタル化推進本部設置規程	第11次総合計画基本計画、第2期鳥取市創生総合戦略の期間に合わせる
なし	なし	コロナ禍の収束後を見据えた地域経済の立て直しとコロナ禍を教訓とした新しい社会づくりを進めるため	なし	なし	なし
なし	なし	本市の目指す広報の意義を全庁的に共有するため	なし	なし	なし
なし	なし	条例の定めによる	鳥取市文化芸術推進協議会	鳥取市文化芸術推進協議会設置要綱	条例改正の折
なし	なし	鳥取市都市交流ビジョン（H 19.4 策定）を見直し、国際的で開かれた魅力あるまちづくりを目指すために策定	なし	なし	第10次総合計画の基本構想期間に合わせる
なし	なし	多文化共生社会の実現のため	多文化共生プロジェクトチーム	なし	第11次総合計画の基本構想機関に合わせる
なし	なし	デジタル化により業務効率化を進めていくため	鳥取市デジタル化推進本部鳥取市デジタル化推進委員会	鳥取市人材育成基本方針	なし
なし	なし	中山間地域の振興	鳥取市中山間地域対策強化プロジェクトチーム	鳥取市中山間地域対策強化プロジェクトチーム設置要領	第11次総合計画との整合を図る
なし	なし	協働のまちづくりの推進を図るため、H21年度に策定した	協働のまちづくり推進本部	協働のまちづくり推進本部設置要綱	なし
鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例	なし	法令の定めによる	鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会	鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例	なし（同計画において計画期間を定めている）

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
29	市民生活部	協働のまちづくりガイドライン	R 4～ R 8	協働のまちづくりを推進するために本市が取り組む事項の取組指針を示したもの	協働推進課
30		第11次鳥取市交通安全計画	R 5～ R 9	期間中に構すべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めるもの	協働推進課
31		鳥取市消費生活プラン	R 3～ R 7	消費者である市民誰もが安全な消費生活を送ることができるための「消費者の安全確保」と誰にとっても公正で持続可能な社会である「消費者市民社会の構築」を目指し策定	市民総合相談課
32		鳥取市消費者行政基本方針	H 22～ 終期なし	本市の消費者施策を体系化し、市民の消費生活の安定及び向上を図る	市民総合相談課
33	環 境 局	第 3 期鳥取市環境基本計画	R 3～ R 12	鳥取市総合計画を環境面から推進する分野別計画であり、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの	生活環境課
34		鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ※鳥取市環境基本計画に内包	R 3～ R 12	鳥取市域全体に係る地球温暖化対策の実行計画	生活環境課
35		第 4 期鳥取市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	R 3～ R 12	市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けて職員野取組について定めるもの	生活環境課
36	福 祉 部	鳥取市地域福祉推進計画	R 7～ R 12	行政と民間・市社協が共に地域福祉を推進していくための計画（「鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画」及び「鳥取市再犯防止推進計画」含む）	地域福祉課
37		鳥取市障がい者計画	R 6～ R 14	誰もがお互いをひとりの個人としてその基本的人権を尊重し、理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の構築を目指す	障がい福祉課
38		第 7 期鳥取市障がい福祉計画	R 6～ R 8	障がい者計画の福祉サービスや相談支援の見込量確保や地域生活支援事業の提供体制を定める	障がい福祉課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
なし	なし	協働のまちづくりの推進を図り、具体的な取り組みを示すために策定	協働のまちづくり推進本部	協働のまちづくり推進本部設置要綱	なし（同ガイドラインにおいて計画期間を定めている）
交通安全対策基本法	なし	法令の定めによる	鳥取市交通安全対策会議	鳥取市交通安全対策会議条例	なし（同計画において計画期間を定めている）
消費者教育推進法	なし	法令の定めによる	鳥取市消費者行政審議会	・鳥取市消費者行政審議会条例 ・消費者教育推進法	第11次総合計画の基本構想期間に合わせる
消費者安全法	なし	法令の定めによる	鳥取市消費者行政審議会	鳥取市消費者行政審議会条例	なし
環境基本法	なし	法令の定めによる	鳥取市環境審議会	鳥取市環境審議会条例	総合計画と整合性を図る
地球温暖化対策の推進に関する法律	なし	法令の定めによる	鳥取市環境審議会	鳥取市環境審議会条例	総合計画と整合性を図る
地球温暖化対策の推進に関する法律	なし	法令の定めによる	鳥取市環境基本計画等推進本部	鳥取市環境基本計画等推進本部設置要綱	第3期鳥取市環境基本計画と整合性を図る
社会福祉法 再犯の防止等の推進に関する法律	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	法令の定めによる	鳥取市地域福祉推進委員会	鳥取市地域福祉推進委員会設置要綱	なし （福祉分野の各個別計画の期間を勘案）
障害者基本法	地域生活支援促進事業実施要項	法令の定めによる	鳥取市障がい者計画等策定委員会	鳥取市障がい者障計画等策定委員会設置要綱	なし （障がい福祉計画が3か年としていることから勘案）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	地域生活支援促進事業実施要項	法令の定めによる	鳥取市障がい者計画等策定委員会	鳥取市障がい者障計画等策定委員会設置要綱	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条に基づく基本指針

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
39	福 祉 部	第3期鳥取市障がい児福祉計画	R6～ R8	障がい児支援の提供体制を計画的に確保する	障がい福祉課
40		鳥取市認知症施策推進計画	R7～ R11	すべての市民が認知症を自分ごととしてとらえ「新しい認知症観」に立ち、認知症の本人とともに認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができる地域を目指す	長寿社会課 鳥取市中央 包括支援セ ンター
41		第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画	R6～ R8	介護給付費等対象サービスや地域支援事業の見込量を定めるなど介護保険事業の円滑な実施に関して必要な事項を定める。また、高齢者福祉施策全般を定める	長寿社会課
42		鳥取市国民健康保険事業計画	R6	国保事業運営の基本方針及び具体的な取り組みを定める	保険年金課
43		鳥取市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画	R6～ R11	国保被保険者の生涯にわたる健康づくりと医療費の適正化を推進するための保健事業計画	医療費適正 化推進室 健診推進室
44	健康こども部 こども家庭局	鳥取市こども計画	R7～ R11	子育て支援、教育、福祉、医療、貧困対策など、子どもに関する様々な分野の計画を含む、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画	こども未来課
45		鳥取市保育基本方針 ほいく かがやき	H19～ 終期なし (H30一 部改訂)	鳥取市の保育を推進するための基本方針	幼児保育課
46		鳥取市公立保育施設再配置計画	R6～ R36	公立保育施設の適切な配置、検討方法について基本的な方針、また、民営化する際の基準を示す計画	こども未来課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
児童福祉法	なし	法令の定めによる	鳥取市障がい者計画等策定委員会	鳥取市障がい者計画等策定委員会設置要綱	児童福祉法第33条の19に基づく基本指針
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	なし	法令の定めによる（努力義務）	鳥取市介護保険等推進委員会	鳥取市介護保険等推進委員会設置要綱	なし（認知症施策推進基本計画が5か年としていていることから勘案）
介護保険法、老人福祉法	なし	法令の定めによる	鳥取市介護保険等推進委員会	鳥取市介護保険等推進委員会設置要綱	介護保険法 第117条
なし	なし	国保事業の健全な運営を確保するため	鳥取市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	なし
国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	国民健康保険保険者努力支援交付金等	法令の定めによる（努力義務）	鳥取市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	県のデータヘルス計画、医療費適正化計画等関連計画に準じて設定
こども基本法	こども政策推進事業費補助金	法令の定めによる	鳥取市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会 鳥取市子どもの未来応援地域協議会	鳥取市社会福祉審議会規程 鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会設置要綱 鳥取市子どもの未来応援地域協議会設置要綱	なし
保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
47	鳥 取 市 保 健 所	第4期鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン2021」	R 3～ R 7	「市民一人ひとりが生涯を通じてその人らしく健康で豊かな人生を送ること」を基本理念とし、「生涯を通しての健康づくり」の目指すべき目標と、目標を達成するための具体的な取り組みを示したもの	健康づくり推進課
48		第3次鳥取市食育推進計画	R 3～ R 7	市民一人ひとりが「食」を通して、健全な心身と豊かな人間性を育み、健康的な食習慣を身につけると共に、豊かな食文化を継承していくことを理念とし、目指すべき目標と、目標を達成するための具体的な取り組みを示したもの	健康づくり推進課
49		第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画	R 3～ R 7	誰も自死に追い込まれることのない地域社会の実現を目指し、自死対策を総合的に推進するもの	保健医療課心の健康支援室
50		鳥取市災害医療活動指針	R 1～ 終期なし	災害発生について「平時の準備」から「発生した災害の応急対策がおおむね完了」するまでの医療救護活動を定める	保健総務課
51		鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画	H 21～ 終期なし	新型インフルエンザ等が発生した場合の対策を定めた行動計画	保健総務課
52		鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画	R 2.3.27 制定 R 3.6.17 改正 終期なし	新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対策を定めた行動計画	保健医療課
53		感染症の予防のための施策の実施に関する計画（鳥取県東部圏域感染症予防計画）	R 6.3.31 制定 終期なし	感染症の発生予防とまん延防止を図るための対応を定めた計画	保健医療課
54	経済観光部	鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画	毎年度策定	食品衛生法に基づき毎年度策定する食品衛生監視指導の実施に関する計画	生活安全課
55		鳥取市中小企業・小規模企業振興ビジョン	R 5～ R 9	本市における中・長期的な視点での地域経済活性化の方向性を示すもの	経済・雇用戦略課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
健康増進法	なし	法により努力義務とされている	鳥取市民健康づくり推進協議会	鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱	国の行動計画「健康日本21」を考慮して設定
食育基本法	なし	法により努力義務とされている	鳥取市民健康づくり推進協議会 鳥取市食育推進連絡会	・鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱 ・鳥取市食育推進連絡会設置要綱	第4期鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン2021」にあわせて設定
自殺対策基本法	地域自死対策強化交付金	法により義務付けられている	鳥取市民健康づくり推進協議会 いのち支える鳥取市自死対策推進会議	・鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱 ・いのち支える鳥取市自死対策推進会議設置要綱	第4期鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン2021」にあわせて設定
災害対策基本法	なし	鳥取市地域防災計画の医療救護計画(医療救護活動)に定められている。	なし	なし	なし
新型インフルエンザ等対策特別措置法	なし	法令の定めによる	鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会	鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会条例	なし
新型インフルエンザ等対策特別措置法	なし	法令の定めによる	なし	なし	なし
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	なし	法令の定めによる	鳥取県感染症対策連携協議会	法令の定めによる	なし
食品衛生法	なし	法令の定めによる	なし	なし	法令の定めによる
なし	なし	なし	鳥取市中小企業・小規模企業振興会議	鳥取市中小企業・小規模企業振興会議設置要綱	なし

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
56	経済観光部	第7期鳥取市地産地消行動指針	R5～ R9	鳥取市における地産地消の取組みの柱や推進方針を明らかにしたもの	経済・雇用戦略課
57	農林水産部	地域計画	R6～ R10	農地利用、将来の展望を描き、持続可能な農業を維持発展させるための目標	農政企画課
58		鳥取市鳥獣被害防止計画	R5～ R7	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する	農政企画課
59		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	H27～ 終期なし	農地の保全を維持しつつ、農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し多面的機能の発揮の促進を図る	農村整備課
60		鳥取市酪農・肉用牛生産近代化計画	R2～ R12	酪農及び肉用牛生産の健全な発展や経営の図るため、飼養頭数や経営改善目標を示す	農政企画課
61		鳥取市水田収益力強化活用ビジョン	H26～ 終期なし	地域の作物戦略・販売戦略、水田の利用、担い手の育成など将来の方向性を明確にしたもの 毎年見直す	農政企画課
62		鳥取農業振興地域整備計画	R4～ R8	土地利用を高めるために土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備等、本市農業の振興する地域を明らかにするもの	農政企画課
63		農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	H7～	農業経営基盤の強化の促進に関する目標等	農政企画課
64		鳥取市森林整備計画	R4～ R13	計画的かつ適切に森林を整備し、森林資源を管理するため	林務水産課
65		鳥取市森林づくりビジョン	R2～ 終期なし	将来のあるべき姿を見据えた森林づくりと、実現していくための基本的な取組みの方向性を定めたもの	林務水産課
66		久松山植栽管理計画	H20～ 終期なし	久松山の優れた環境を将来に引き継ぐため、鳥取城跡の保存管理と調和させた「植栽の管理と活用の方策」を示すため	林務水産課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
なし	なし	なし	鳥取市地産地消推進協議会	鳥取市地産地消推進協議会設置要綱	なし
農業経営基盤強化促進法	地域集積協力金等	法令の定めによる	なし	なし	法令の定めによる
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	鳥獣被害防止総合対策交付金	法令の定めによる	なし	なし	法令の定めによる
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	なし	法令の定めによる	なし	なし	法令の定めによる
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	なし	法令の定めにより、策定できるものとされている	なし	なし	県の計画(要領)の定めによる
経営所得安定対策等実施要綱	経営所得安定対策等実施要綱	要綱の定めによる	鳥取市農業再生協議会	経営所得安定対策等実施要綱	毎年度見直すこととされている
農業振興地域の整備に関する法律	なし	法令の定めによる	なし	なし	法令の定めによる
農業経営基盤強化促進法	なし	法令の定めによる	なし	なし	法令、県基本方針の定めによる
森林法	なし	法令の定めによる	なし	なし	法令の定めによる
森林経営管理法及び森林法	なし	持続可能かつ、適正な森林整備推進のため	なし	なし	なし
なし	なし	なし	久松山植栽管理計画策定委員会	久松山植栽管理計画策定委員会設置要綱	なし

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
67	農林水産部	鳥取市公共建築物等木材利用促進基本方針	H 24～ 終期なし	公共建築物等における木材の利用の促進に係る指針を定め、地元産材の利用促進の一助とするもの	林務水産課
68		特定間伐促進計画	R 3～ R 12	小規模面積の森林整備を促進し、森林整備の促進につなげるもの	林務水産課
69		水産物供給基盤機能保全事業基本計画	H 30～ R 7	漁港施設の予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進するため	林務水産課
70		鳥取市沿岸の漁港海岸における海岸保全施設の長寿命化計画	R 1～ R 52	海岸保全施設（漁港海岸）の予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進するため	林務水産課
71	都市整備部	鳥取市都市計画マスタープラン	H 18～ 終期なし	鳥取市の都市の将来ビジョンとその実現に向けた具体的施策の基本方針を示すもの（H29.3改定）	都市企画課
72		鳥取市緑の基本計画	H 21～ R 7	鳥取市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	都市企画課
73		鳥取市景観計画	H 20～ 終期なし	総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画等示される様々な景観施策の具体化、実現に向けての施策の展開方針を示すもの	都市企画課
74		鳥取市公共サインガイドライン	H 22中途～ 終期なし	公共サインの表示要素、標記方法、配置・誘導計画、維持管理等、鳥取市全体を通じての基準、地域の特徴に応じたデザインを示すもの	都市企画課
75		鳥取市バリアフリーマスタープラン	R 5～ R 14	高齢者・障がい者等の日常生活及び社会生活が確保された安全安心なまちづくりを推進するため、全市的なバリアフリー化の方針を示し、ハード・ソフト両面から一体的なバリアフリー化の推進を図る。	都市企画課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	なし	法令の定めによる	なし	なし	なし
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	造林関係各種補助金	本計画に位置づけられた事業について国費助成	なし	なし	法令の定めによる
漁港漁場整備法	水産物供給基盤機能保全事業費補助	本計画に位置づけられた事業について国費助成	なし	なし	計画策定の手引き
海岸法	農山漁村地域整備交付金	本計画に位置づけられた事業について国費助成	なし	なし	なし
都市計画法	なし	法令の定めによる	鳥取市都市計画審議会	都市計画法	都市計画運用指針
都市緑地法	なし	良好な都市環境の形成	鳥取市緑の基本計画策定委員会	なし	都市計画運用指針を準用
景観法	・景観重要建造物緊急支援事業 ・景観形成総合支援事業	法令の定めによる	鳥取市景観形成審議会	鳥取市景観形成条例	なし
なし	なし	市内に設置される公共サインについて統一性を確保することにより利便性と景観の向上を図る	鳥取市景観形成審議会	鳥取市景観形成条例	なし
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	なし	共生社会実現のため	鳥取市移動等円滑化協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	なし

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
76	都市整備部	鳥取市地域住宅計画Ⅳ期	R 7～ R 10	地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画	建築住宅課
77		鳥取市営住宅長寿命化計画（改訂版）	R 3～ R 12	市営住宅のストックの効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応する計画	建築住宅課
78		鳥取市国土強靱化地域計画（第2期）	R 6～ R 10	あらゆる大規模自然災害に対して事前に備えるべきさまざまな事態について各分野の指針となる計画	都市企画課
79		鳥取市中心市街地活性化基本計画	R 5～ R 9	中心市街地の活性化に向けての基本方針、目標、具体的事業等を示すもの	まちなか未来創造課
80		鳥取駅周辺再生基本構想（第2期）	R 3～ R 12	鳥取駅周辺地区の都市改造を行うことで、官民一体の相乗効果により、中心市街地の再生を図るため、基本理念、めざすべき将来像等を示すもの	まちなか未来創造課
81		鳥取駅周辺再生基本計画	R 6～	市民がワクワクする鳥取駅周辺に再生していくための基本的な方向性を示すもの	まちなか未来創造課
82		鳥取市公園施設長寿命化計画	H 22～ 終期なし	安心して利用できる公園づくりを推進するため、計画的に公園施設更新を行う	河川公園課
83		鳥取市道路橋梁長寿命化計画	R 2～ R 11	今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、従来の事後的な修繕及び架け替え等から予防的な修繕及び計画的な架け替え等への転換を図ることで、修繕及び架け替え等に係る費用の縮減を図る	道路課
84		鳥取市トンネル長寿命化計画	R 2～ R 12	従来の事後的な修繕から予防的な修繕への転換を図ることで、修繕に係る費用の縮減を図る	道路課
85		鳥取市耐震改修促進計画（第3期）	R 4～ R 7	震災による被害から市民の生命、財産を保護し、生活環境の保全に役立てるため、旧耐震基準で建築された建築物の耐震化を促進する計画	建築指導課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	社会資本整備総合交付金	法令の定めによる	なし	なし	策定指針
公営住宅法	社会資本整備総合交付金	法令の定めによる	なし	なし	策定指針
強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	なし	法令の定めによる	鳥取市国土強靱化地域計画推進委員会	なし	策定指針
中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地活性化ソフト事業他	中心市街地活性化のため	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会	なし	中心市街地の活性化に関する法律
なし	なし	中心市街地活性化のため	鳥取駅周辺再生基本構想策定検討委員会	なし	なし
なし	なし	中心市街地活性化のため	鳥取駅周辺リ・デザイン会議	鳥取駅周辺リ・デザイン会議設置要綱	なし
都市公園法	社会資本整備総合交付金	本計画に位置づけられた施設について国費助成	なし	なし	公園施設長寿命化計画策定指針
道路法	道路メンテナンス事業補助	本計画に位置づけられた橋梁について国費助成	なし	なし	鳥取市道路アセットマネジメント基本計画
道路法	道路メンテナンス事業補助	本計画に位置づけられたトンネルについて国費助成	なし	なし	鳥取市道路アセットマネジメント基本計画
建築物の耐震改修の促進に関する法律	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)	法令の定めによる	なし	なし	策定指針

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
86	都市整備部	鳥取市空家等対策計画 (第2期)	R 6～ R 12	空家等による災害を防止するとともに、市街地や中山間地域の活性化、良好な生活環境のため、官民連携による空家対策を目指す計画	建築指導課
87		鳥取市バリアフリー基本構想	R 7～ R 16	高齢者や障がい者が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上を図るため、既存の施設のバリアフリー化や施設を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図る。	都市企画課
88		第2期鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン	R 7～ R 16	鳥取城跡周辺の自然・歴史・文化をいかしたまちづくりを進めるにあたり、市民や事業者などと将来めざすべき姿を共有し、一貫性のある取り組みとするためのもの。	都市企画課
89	下水道部	鳥取市下水道等事業経営戦略（第2次改定）	R 6～ R 15	下水道等事業を将来にわたって安定的に継続していくために、投資面・財政面から検討を行った中長期経営の基本計画	下水道企画課
90		鳥取市公共下水道施設ストックマネジメント計画 (第2期)	R 7～ R 11	下水道施設全体の施設管理を最適化するための点検・調査計画及び修繕・改築計画	下水道企画課
91		鳥取市下水道総合地震対策計画	R 5～ R 9	大規模地震時に下水道施設の最低限の機能を確保するための地震対策	下水道企画課
92		鳥取市農業集落排水施設最適整備構想	R 2～ R 42	農業集落排水施設機能を保全するために必要な対策方法等を定める	下水道企画課
93		鳥取市上下水道耐震化計画（上下水道）	R 7～ R 11	水道事業及び下水道事業において上下水道一体で耐震化を推進するための計画	下水道企画課
94	教育委員会	第2期鳥取市教育振興基本計画	R 3～ R 7	鳥取市の教育の振興に関する基本的な計画を定めたもの	教育総務課
95		鳥取市学校施設長寿命化計画	R 3～ R 12	学校施設の整備について、長寿命化改修に転換することで、トータルコストの縮減等を図りつつ、学校に求められる施設の機能・性能を確保していくための計画	教育総務課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
空家等対策の推進に関する特別措置法	空き家対策総合支援事業	法令の定めによる	鳥取市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法	策定指針
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	地域公共交通確保維持改善事業ほか	バリアフリー化の推進のため	鳥取市移動等円滑化協議会	鳥取市移動等円滑化協議会設置要綱	ガイドラインによる
なし	なし	鳥取城跡周辺におけるまちづくり推進のため。	なし	なし	なし
なし	社会資本整備総合交付金	国からの通知による策定要請	鳥取市下水道等事業運営審議会	鳥取市下水道等事業運営審議会条例	経営戦略策定ガイドライン
下水道法	社会資本整備総合交付金	本計画に位置づけられた事業について国費助成	なし	なし	社会資本整備総合交付金交付要綱の運用
下水道法	社会資本整備総合交付金	本計画に位置づけられた事業について国費助成	なし	なし	社会資本整備総合交付金交付要綱
なし	農村整備事業補助金、農山漁村地域整備交付金	補助事業等の採択要件	なし	なし	なし
なし	社会資本整備総合交付金	国からの通知による策定要請	なし	なし	国からの通知による
教育基本法	なし	なし（教育基本法において計画策定は努力義務）	総合教育会議、鳥取市教育大綱・教育振興基本計画策定委員会	なし	なし
なし（関連：学校教育法等）	学校施設環境改善交付金	本計画に位置づけられた施設について国費助成	なし	なし	なし

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
96	教育委員会	鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針	R 3～ 終期なし	鳥取市の20年後の姿を見据えた学校のあり方について、地域で検討していくための基本的な方針を示したもの	教育総務課
97		鳥取市歴史文化基本構想	R 3～ 終期なし	歴史まちづくり法などを念頭に、鳥取市全体の文化財の分布状況・保存活用の基本方針を定める。基本構想策定後、これに基づく「文化財保存活用地域計画」（計画期間5ヶ年）を策定し文化庁長官の認可を受ける	文化財課
98		史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存管理計画	S 60～ 終期なし	史跡鳥取城跡の保存管理の基本項目を定めたもの	文化財課
99		史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画	H 18～ R 17	史跡鳥取城跡の保存整備・活用等の基本計画	文化財課
100		史跡鳥取城跡保存整備実施計画	H 19～ R 10	保存整備基本計画に基づく実施計画（当初計画期間：～H 30。事業調整等で大手登城路完成のR 10まで期間を延長）	文化財課
101		重要文化財旧美歎水源地水道施設保存活用計画	H 26～ 終期なし (R 1 改訂)	重要文化財旧美歎水源地の保存活用計画	文化財課
102		史跡鳥取藩主池田家墓所保存整備計画	H 14～ R 10	（鳥取藩主池田家墓所の保存整備計画当初計画期間：～30年。事業完了のR 10まで期間を延長）	文化財課
103		史跡青谷上寺地遺跡保存管理計画・整備活用基本計画	H 22～ 終期なし	青谷上寺地遺跡の保存管理・整備活用計画	文化財課
104		第4次鳥取市子どもの読書活動推進計画	R 3～ R 7	子どもの読書環境を整備する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画	生涯学習・スポーツ課
105		鳥取市生涯学習推進基本方針	R 3～	本市における生涯学習振興行政の核として、取り組みの基本的な方針を定めるもの	生涯学習・スポーツ課

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
なし (関連：学校教育法等)	なし	なし	鳥取市校区審議会	鳥取市校区審議会条例	なし
文化財保護法	文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）	文化審議会文化財分科会企画調査会による提言	鳥取市歴史文化基本構想策定委員会	鳥取市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱	なし
文化財保護法	文化財保存事業費補助金	法令の定めによる	鳥取城跡管理計画策定委員会	鳥取城跡管理計画策定委員会設置要綱	なし
文化財保護法	なし	なし	史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画検討委員会	史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画検討委員会設置要綱	なし
文化財保護法	なし	なし	史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備実施計画検討委員会	史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備実施計画検討委員会設置要綱	なし
文化財保護法	なし	法令の定めによる（文化庁長官の認定計画）	重要文化財旧美歎水源地水道施設保存整備検討委員会	重要文化財旧美歎水源地水道施設保存整備検討委員会設置要綱	なし
文化財保護法	なし	なし	史跡鳥取藩主池田家墓所保存整備計画策定委員会	史跡鳥取藩主池田家墓所保存整備計画策定委員会設置要綱	なし
文化財保護法	なし	なし	青谷上寺地遺跡整備活用基本計画検討委員会	青谷上寺地遺跡整備活用基本計画検討委員会設置要綱	なし
子どもの読書活動の推進に関する法律	なし	法令の定めによる（努力義務）	鳥取市子どもの読書活動推進委員会	鳥取市子どもの読書活動推進委員会設置要綱	なし
なし	なし	なし	鳥取市社会教育委員会議	鳥取市社会教育委員条例	鳥取市の教育等の振興に関する大綱との整合性

番号	部	計画の名称	計画期間	計画の概要	担当課
106	教育委員会	第2期鳥取市スポーツ推進計画	R3～ R7	生涯にわたってスポーツに親しむことのできるまちを目指し、基本方針を定め、具体的施策を展開するスポーツに関する総合計画	生涯学習・スポーツ課
107		鳥取市図書館振興計画	R3～ R7	本市の図書館がめざす将来像とその実現に向けた目標や具体的な取り組みを示したもの	中央図書館
108		鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）	R4～ R8	障がいの有無に関わらず、すべての市民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向けて、基本的な施策の方向性や具体的な取り組みを示したもの	中央図書館
109		鳥取市の学校給食の基本構想	H20～ 終期なし	安全・安心で栄養バランスに優れた学校給食を安定的かつ効率的に実施するための方策など、より充実した学校給食に取り組む指針となるもの	学校保健給食課
110		鳥取市学校給食センター整備基本計画	R4～ 終期なし	8つの学校給食センターを更新するにあたり、新たに整備すべき学校給食センターの配置を定めるとともに、施設整備に係る基礎的な論点整理を示したもの	学校保健給食課
111		一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン	H31年4月～ 終期なし	本市の人権教育を推進していく上で必要な学校人権教育の基本方針、取り組み等を示したもの	学校教育課
112	水道局	鳥取市地域水道整備計画	H30～ R19	平成29年4月に、本市の簡易水道事業等を上水道に統合した。鳥取市簡易水道事業整備計画を再検討し新たな方向性を明確に示したもの	経営企画課
113	市立病院	鳥取市立病院経営強化プラン	H28～ R2	「役割・機能の最適化と連携の強化」、「施設・設備の最適化」、「医師・看護師等の確保と働き方改革」、「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」、「経営形態の見直し」、「経営の効率化等」の6つの視点に立って、経営強化を進めるもの	経営改革室

①根拠法令の名称	②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称	③策定しなければならない理由	④策定会議など、関係する会議の名称	⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠	⑥計画期間の根拠
スポーツ基本法	なし	法令の定めによる（努力義務）	鳥取市スポーツ推進審議会	鳥取市スポーツ推進審議会条例	鳥取市の教育等の振興に関する大綱との整合性
図書館法	なし	図書館法（公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準）	鳥取市図書館協議会	鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例	第11次総合計画、鳥取市の教育等の振興に関する大綱、鳥取市教育振興基本計画との整合性
読書バリアフリー法	なし	法令の定めによる（努力義務）	鳥取市図書館協議会	なし	第11次総合計画、鳥取市の教育等の振興に関する大綱、鳥取市教育振興基本計画との整合性
なし（関連：学校給食法等）	なし	法令等の定めなし（変化する社会環境等へ対応するため）	鳥取市学校給食検討委員会	鳥取市学校給食検討委員会設置要綱	なし
なし（関連：学校給食法等）	なし	法令等の定めなし（変化する社会環境等へ対応するため）	鳥取市学校給食センター整備計画検討委員会	鳥取市学校給食センター整備計画検討委員会設置要綱	なし
なし	なし	なし	なし（監修依頼：鳥取県教育委員会人権教育課、小学校・中学校代表校長）	なし	なし
なし	なし	必要な施設を計画的に整備する	なし	なし	なし
持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン	なし	地方公共団体における病院事業の経営強化のため	鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会	鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会設置要項	持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインによる

令和7年8月印刷発行

編 集 **鳥 取 市 議 会 事 務 局**

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

TEL 0857-30-8442 FAX 0857-20-3959

鳥取市URL [https://www.city.tottori.lg.jp/www/
genre/1000000000122/index.html](https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1000000000122/index.html)